

第百一回国会 大蔵委員会 議 録 第 一 号

本委員は昭和五十八年十二月二十八日(水曜日)議長の名で、次のとおり選任された。

越智 伊平君 瓦 力君
熊川 次男君 小泉純一郎君
椎名 素夫君 塩島 大君
白川 勝彦君 田中 秀征君
田中 直紀君 中川 昭一君
中村正三郎君 平泉 渉君
平沼 越夫君 藤井 勝志君
宮下 創平君 村上 貞則君
森 美秀君 保岡 興治君
山岡 謙蔵君 山中 貞則君
与謝野 馨君 伊藤 茂君
上田 卓三君 川崎 寛治君
沢田 広君 淡沢 利久君
戸田 菊雄君 堀 幸一君
藤田 高敏君 堀 昌雄君
坂井 弘一君 坂口 力君
柴田 弘君 宮地 正介君
矢追 秀彦君 安倍 基雄君
玉置 一弥君 米沢 隆君
正森 成二君 箕輪 幸代君

十二月二十八日
瓦力君が議院において、委員長に選任された。

昭和五十九年二月八日(水曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 瓦 力君

理事 越智 伊平君 理事 熊川 次男君
理事 中西 啓介君 理事 中村正三郎君
理事 伊藤 茂君 理事 野口 幸一君
理事 坂口 力君 理事 米沢 隆君
熊谷 弘君 小泉純一郎君
笹山 登生君 椎名 素夫君

塩島 大君 田中 秀征君
中川 昭一君 野呂 昭彦君
平泉 渉君 平沼 越夫君
松田 九郎君 宮下 創平君
村上 茂利君 森 美秀君
山岡 謙蔵君 与謝野 馨君
若林 正俊君 上田 卓三君
沢田 広君 淡沢 利久君
戸田 菊雄君 藤田 高敏君
柴田 弘君 宮地 正介君
矢追 秀彦君 玉置 一弥君
正森 成二君 箕輪 幸代君

出席國務大臣

大蔵大臣 竹下 登君

出席政府委員

大蔵政務次官 堀之内久男君
大蔵政務次官 井上 裕君
大蔵省主税局長 梅澤 節男君

委員外の出席者

大蔵委員会調査室長 矢島錦一郎君

委員の異動

一月十八日

辞任

白川 勝彦君

田中 直紀君

保岡 興治君

二月八日

辞任

平泉 渉君

藤井 勝志君

山中 貞則君

同日

補欠選任

笹山 登生君

熊谷 弘君

中西 啓介君

野呂 昭彦君

松田 九郎君

若林 正俊君

本日の会議に付した案件

理事の互選

国政調査承認要求に関する件

小委員会設置に関する件

昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案起草の件

国の会計、税制及び金融に関する件(財政金融の基本施策)

○瓦委員長 これより会議を開きます。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

私、このたび各位の御推挙によりまして、当大蔵委員会の委員長に就任いたしました。

財政再建が緊急な課題となっております今日、本委員会の使命はまことに重大なものと存じます。微力ではございますが、委員各位の御鞭撻、御協力をいただきまして、円満かつ公正な委員会運営を行ってまいりたいと存じます。(拍手)

何とぞよろしく願います。(拍手)

○瓦委員長 これより理事の互選を行います。

理事の員数は、衆議院議院運営委員会決定の基準に従いまして、その数を八名とし、先例により委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○瓦委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

越智 伊平君 熊川 次男君
中西 啓介君 中村正三郎君
伊藤 茂君 野口 幸一君
坂口 力君 米沢 隆君

○瓦委員長 次に、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

国の会計に関する事項

税制に関する事項

関税に関する事項

金融に関する事項

証券取引に関する事項

外国為替に関する事項

国有財産に関する事項

専売事業に関する事項

印刷事業に関する事項

造幣事業に関する事項

の各事項につきまして、今会期中中国政に関する調査を行うため、議長に対し、国政調査承認要求を行うこととし、その手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○瓦委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○瓦委員長 次に、小委員会設置に関する件についてお諮りいたします。

各会派間において協議いたしましたとおり、それぞれ小委員十五名より成る

税制及び税の執行に関する小委員会

金融及び証券に関する小委員会

財政制度に関する小委員会

金融機関の週休二日制に関する小委員会

を設置することとし、各小委員及び小委員長は委員長において指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○瓦委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

小委員及び小委員長は、追って指名の上、公報をもってお知らせいたします。

なお、委員異動に伴う小委員及び小委員長の補欠選任並びに小委員及び小委員長の辞任の許可、それに伴う補欠選任につきましては、あらかじめ委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○瓦委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○瓦委員長 昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来、各会派間で御協議願いました結果、お手元に配付いたしましたとおりの起草案を得ました。

まず、本起草案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本起草案は、昭和五十八年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、税制上、次の軽減措置を講ずるものであります。

第一に、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作

に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなすことといたしております。

第二に、農業生産法人が交付を受ける同補助金については、圧縮記帳の特例を設け、当該法人が交付を受けた後二年以内に、事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入することといたしております。

なお、本特例措置による国税の減収額は約十一億円と見込まれております。

以上が本起草案の趣旨及び内容であります。

昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○瓦委員長 この際、野口君から発言を求められておりますので、これを許します。野口幸一君。

○野口委員 昨年の本委員会におきまして、水田利用再編奨励補助金の課税の特例法案の起草、提出に当たり、伊藤茂君より特に発言を求め、私どもの立法による政策効果の実態について、昭和四十五年制度発足以来既に十余年を経過しておりますが、依然として不明確であることを指摘いたしました。

私は、税、財政の現状を踏まえ、かつ、稲作の将来をも展望しつつ、今後各党を初め関係機関において適切な検討を加え、可及的速やかにその対策の結論を得るようにすることが肝要と考えますが、この点につきまして、委員長の御見解をお伺いいたしたいと存じます。

○瓦委員長 ただいまの野口委員の御意見については、今後理事会等において検討することといたしたいと存じます。

この際、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣において御意見があれば発言を許します。竹下大蔵大臣。

○竹下国務大臣 この法律案につきましては、稲作転換の必要性に顧み、あえて反対いたしません。

○瓦委員長 お諮りいたします。

本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○瓦委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○瓦委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○瓦委員長 国の会計、税制及び金融に関する件について調査を進めます。

この際、財政金融の基本施策について大蔵大臣の所信を聴取いたします。竹下大蔵大臣。

○竹下国務大臣 今後における財政金融政策につきましては、先般の財政演説において申し述べたところであり、本委員会において重ねて所信の一端を申し述べ、委員各位の御理解と御協力をお願いする次第であります。

最近の世界経済について見ますと、原油価格の低下や物価の安定等の好条件を背景に、米国の予想を上回る景気回復が見られるほか、主要先進国は総じてインフレ克服と成長回復を実現しつつあります。我が国経済につきましても、生産、出荷や企業収益等の動向を中心に顕著な改善が見られ、景気は緩やかながら、しかし着実に回復の過程をたどりつつあります。

このような内外経済情勢のもとで、私は、今後の財政金融政策の運営に当たり、三つの課題、すなわち、インフレなき持続的成長の確保、財政改革の一層の推進及び調和ある対外経済関係の形成、これを念頭に置いて万全を期してまいりたいと考えております。

まず第一は、引き続きインフレなき持続的成長の確保を図っていくことであります。

申すまでもなく、物価の安定は、経済の発展と国民生活安定の大前提であります。今後とも現在の安定基調を維持し、持続的成長の基盤としてまいりたいと考えております。

景気面で、先行きに一層明るさを増してきておりますが、昨年十月には「総合経済対策」を策定したところであり、さらに昭和五十九年度予算におきましては、民間資金の活用等による事業費の確保、投資促進のための税制上の措置の導入など、できる限りの配慮を行っているところであります。また、所得税及び住民税の大幅減税を実施することといたしておりますが、これは、社会経済情勢の変化に対応して所得税制を見直そうとするものであり、経済に対して好ましい影響を与えることになると考えられます。

また、金融政策の面では、昨年十月、公定歩合の引き下げが行われ、これを受けて預貯金金利を含む金利全般の引き下げを図ったところであります。今後とも内外経済の動向等を見守りながら、適切かつ機動的に対処してまいりたいと存じます。

第二は、財政改革の一層の推進であります。今日、我が国財政は利払い費の増高等のため、本来期待されている諸機能の発揮を十全には行い得なくなっており、このままでは、人口の高齢化や国際社会における我が国の責任の増大など、今後の社会、経済の変化に対応する力が失われることは必至であります。したがって、財政改革の推進を通じて財政の対応力を回復させることは、今後の我が国経済の発展と国民生活の安定の基盤を確かなものとするための緊要な政策課題であり、政府としては、先般策定した「一九八〇年代経済社会の展望と指針」において、その対象期間中に特別公債依存体質からの脱却と、公債依存度の引き下げに努めるという努力目標を示したところであります。

成、これを念頭に置いて万全を期してまいりたいと考えております。

まず第一は、引き続きインフレなき持続的成長の確保を図っていくことであります。

申すまでもなく、物価の安定は、経済の発展と国民生活安定の大前提であります。今後とも現在の安定基調を維持し、持続的成長の基盤としてまいりたいと考えております。

景気面で、先行きに一層明るさを増してきておりますが、昨年十月には「総合経済対策」を策定したところであり、さらに昭和五十九年度予算におきましては、民間資金の活用等による事業費の確保、投資促進のための税制上の措置の導入など、できる限りの配慮を行っているところであります。また、所得税及び住民税の大幅減税を実施することといたしておりますが、これは、社会経済情勢の変化に対応して所得税制を見直そうとするものであり、経済に対して好ましい影響を与えることになると考えられます。

また、金融政策の面では、昨年十月、公定歩合の引き下げが行われ、これを受けて預貯金金利を含む金利全般の引き下げを図ったところであります。今後とも内外経済の動向等を見守りながら、適切かつ機動的に対処してまいりたいと存じます。

第二は、財政改革の一層の推進であります。今日、我が国財政は利払い費の増高等のため、本来期待されている諸機能の発揮を十全には行い得なくなっており、このままでは、人口の高齢化や国際社会における我が国の責任の増大など、今後の社会、経済の変化に対応する力が失われることは必至であります。したがって、財政改革の推進を通じて財政の対応力を回復させることは、今後の我が国経済の発展と国民生活の安定の基盤を確かなものとするための緊要な政策課題であり、政府としては、先般策定した「一九八〇年代経済社会の展望と指針」において、その対象期間中に特別公債依存体質からの脱却と、公債依存度の引き下げに努めるという努力目標を示したところであります。

成、これを念頭に置いて万全を期してまいりたいと考えております。

まず第一は、引き続きインフレなき持続的成長の確保を図っていくことであります。

申すまでもなく、物価の安定は、経済の発展と国民生活安定の大前提であります。今後とも現在の安定基調を維持し、持続的成長の基盤としてまいりたいと考えております。

景気面で、先行きに一層明るさを増してきておりますが、昨年十月には「総合経済対策」を策定したところであり、さらに昭和五十九年度予算におきましては、民間資金の活用等による事業費の確保、投資促進のための税制上の措置の導入など、できる限りの配慮を行っているところであります。また、所得税及び住民税の大幅減税を実施することといたしておりますが、これは、社会経済情勢の変化に対応して所得税制を見直そうとするものであり、経済に対して好ましい影響を与えることになると考えられます。

また、金融政策の面では、昨年十月、公定歩合の引き下げが行われ、これを受けて預貯金金利を含む金利全般の引き下げを図ったところであります。今後とも内外経済の動向等を見守りながら、適切かつ機動的に対処してまいりたいと存じます。

第二は、財政改革の一層の推進であります。今日、我が国財政は利払い費の増高等のため、本来期待されている諸機能の発揮を十全には行い得なくなっており、このままでは、人口の高齢化や国際社会における我が国の責任の増大など、今後の社会、経済の変化に対応する力が失われることは必至であります。したがって、財政改革の推進を通じて財政の対応力を回復させることは、今後の我が国経済の発展と国民生活の安定の基盤を確かなものとするための緊要な政策課題であり、政府としては、先般策定した「一九八〇年代経済社会の展望と指針」において、その対象期間中に特別公債依存体質からの脱却と、公債依存度の引き下げに努めるという努力目標を示したところであります。

成、これを念頭に置いて万全を期してまいりたいと考えております。

まず第一は、引き続きインフレなき持続的成長の確保を図っていくことであります。

申すまでもなく、物価の安定は、経済の発展と国民生活安定の大前提であります。今後とも現在の安定基調を維持し、持続的成長の基盤としてまいりたいと考えております。

景気面で、先行きに一層明るさを増してきておりますが、昨年十月には「総合経済対策」を策定したところであり、さらに昭和五十九年度予算におきましては、民間資金の活用等による事業費の確保、投資促進のための税制上の措置の導入など、できる限りの配慮を行っているところであります。また、所得税及び住民税の大幅減税を実施することといたしておりますが、これは、社会経済情勢の変化に対応して所得税制を見直そうとするものであり、経済に対して好ましい影響を与えることになると考えられます。

また、金融政策の面では、昨年十月、公定歩合の引き下げが行われ、これを受けて預貯金金利を含む金利全般の引き下げを図ったところであります。今後とも内外経済の動向等を見守りながら、適切かつ機動的に対処してまいりたいと存じます。

第二は、財政改革の一層の推進であります。今日、我が国財政は利払い費の増高等のため、本来期待されている諸機能の発揮を十全には行い得なくなっており、このままでは、人口の高齢化や国際社会における我が国の責任の増大など、今後の社会、経済の変化に対応する力が失われることは必至であります。したがって、財政改革の推進を通じて財政の対応力を回復させることは、今後の我が国経済の発展と国民生活の安定の基盤を確かなものとするための緊要な政策課題であり、政府としては、先般策定した「一九八〇年代経済社会の展望と指針」において、その対象期間中に特別公債依存体質からの脱却と、公債依存度の引き下げに努めるという努力目標を示したところであります。

この努力目標に向けて、歳出面におきましては、政府と民間、国と地方の間の役割と責任を明確にする見地から、既存の制度、施策についても引き続き改革を行うとともに、歳入面におきましても、社会、経済構造の変化に対応して、歳入構造の合理化、適正化に努めるほか、行政サービス受給と負担のあり方という観点から、基本的な見直しを行う必要があると考えております。

なお、特例公債の償還財源の調達問題については、我が国経済の着実な発展と国民生活の安定を図りながら、どのように財政改革を進めていくかという観点から検討する必要がありますが、今後の厳しい財政事情を考えれば、借換債の発行を行わないという従来の方針については、遺憾ながら見直さざるを得ないと考えるものであります。

第三は、調和ある対外経済関係の形成に努めることであります。

最近の貿易、経常収支は、原油価格の低下、ドル高及び米価を中心とする世界景気の回復を主因として大幅な黒字を続けておりますが、世界経済の重要な一翼を担う我が国としては、この際率先して自由貿易体制を維持強化し、調和ある対外経済関係を形成していくため、昨年十月「総合経済政策」を策定し、市場開放、輸入促進のほか、資本流入の促進、円の国際化、金融資本市場の自由化及び国際協力の推進等、広範多岐にわたる施策を講ずることとしたところであります。

このうち市場開放につきましては、昭和五十九年度開港改正において関税率の引き下げ等の措置を講ずることとしておられ、円の国際化及び金融資本市場の自由化につきましては、内外経済の今後の進展に柔軟に対応し得るような金融資本市場の形成を図るべく、主体的かつ積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上のほか、国際金融の面では、今後とも関係諸国と密接な協調を保ちながら、円相場の安定に努めてまいるとともに、債務累積問題についても適切に対処してまいる所存であります。

次に、昭和五十九年度の予算の概要につきまし

て御説明いたします。

昭和五十九年度予算は、財政改革を一層推進するため、特に歳出構造の徹底した見直しを行うことを基本とし、あわせて歳入面についてもその見直しを行い、公債の減額に最大限の努力を払うこととして編成いたしました。

歳出面におきましては、前年度よりさらに厳しいマイナスシリングのもとで、聖域を設けることなく見直しを進め、地方財政対策の改革、医療保険制度や年金制度の改革を初めとする種々の制度改正を行うなど徹底した歳出の削減を行いました。また、食糧管理費の節減合理化、国鉄経営の合理化等をさらに推進したところであります。

補助金等につきましては、すべてこれを洗い直し、制度改正を含め従来にも増して積極的に整理してなお、総額において前年度に比べ四千三百五億円の減と厳しく圧縮いたしました。

以上の結果、一般歳出の規模は三十二兆五千八百五十七億円で前年度に比べ三百三十八億円の減となり、これに国債償還及び地方交付税交付金を加えた一般会計予算規模は、前年度当初予算に比べ〇・五%増の五千兆六千二百七十二億円となっております。

歳入面につきましては、昭和五十九年度税制改正において、社会経済情勢の変化に際して所得税制全般を見直すことにより、初年度八千七百億円の増と所得税の大幅減税を行うこととしたほか、エネルギー利用の効率化、中小企業の設備投資等を促進するため、所要の措置を講ずることとしておられます。それとともに、現下の厳しい財政状況をこれ以上悪化させることのないよう、法人税、酒税、物品税について税率の引き上げ等の措置を講ずることとしておられますが、これは歳出削減、税外収入の確保等に最大限努めても、なおかつ必要な措置であることをせむとも御理解いただきたいのであります。なお、石油及び石油代替エネルギー対策の財源事情等に配慮し、石油税の税率引き上げ等を行うこととしたしてお

ります。

以上のほか、税の執行面につきましては、申告納税制度の一層の定着と課税の公平を図るため、納税環境の整備に向けて所要の措置を講ずるとともに、今後とも、国民の信頼と協力を得て一層適正公平な税務行政を実施するよう努力してまいり所存であります。

また、税外収入につきましては、特別会計及び特殊法人からの一般会計納付等の措置を講ずるなど、思い切った増収を図ることとしたしております。

公債につきましては、以上申し述べました歳出歳入両面の努力により、その発行予定額を前年度当初予算より六千六百五十億円減額し、十二兆六千八百億円といたしました。その内訳は、建設公債六兆二千二百五十億円、特例公債六兆四千五百五十億円となっております。この結果、公債依存度は二五・〇%となっております。

財政投融資計画につきましては、厳しい原資事情にかんがみ、対象機関の事業内容、融資対象等を厳しく見直すことにより、規模の抑制を図り、政策的な必要性に即した重点的、効率的な資金配分となるよう努めるとともに、民間資金の活用を図り、円滑な事業執行の確保に配慮したところであります。

この結果、昭和五十九年度の財政投融資計画の規模は二十一兆一千六百六十六億円となり、前年度当初計画に比べ一・九%の増加となっております。この機会に、昭和五十八年度補正予算につきまして一言申し述べます。

昭和五十八年度補正予算につきましては、昭和五十八年分の所得税の臨時特例等に関する法律の実施に伴う減税一千五百億円等に対処するとともに、災害復旧費の追加、義務的経費の追加等やむを得ない歳出の追加等の措置を講ずることとしており、この結果、昭和五十八年度一般会計補正後予算の総額は、歳入歳出とも当初予算に対し四千五百九十八億円増加して五千兆八千三百九十四億円となり、その公債依存度は二七・一%となっております。

おります。

以上、財政金融政策に関する私の所見の一端を申し述べました。

本国会に提出して御審議をお願いすることを予定しております大蔵省関係の法律案は、昭和五十九年度予算に関連するもの十三件、昭和五十八年度補正予算に関連するもの一件、その他六件、合計二十件であります。それぞれの内容につきましては逐次御説明することとなりますが、何とぞよろしく御審議のほどお願いする次第であります。

(拍手)

○瓦委員長 この際、今般新たに就任されました堀之内大蔵政務次官、井上大蔵政務次官より発言を求められておりますので、順次これを許します。堀之内大蔵政務次官。

○堀之内大蔵政務次官 今般図らずも大蔵政務次官を拝命いたしました。現下の厳しい内外情勢の中で、職責の重大さをひしひしと痛感いたしております。微力ながら全力を傾けて職務の遂行に当たる所存でございます。

よろしく御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げます。(拍手)

○瓦委員長 井上大蔵政務次官。

○井上(総)政府委員 このたび図らずも大蔵政務次官を拝命いたしました。我が国社会、経済が直面しております困難な状況にかんがみ、職責の遂行に誤りなきを期し、誠心誠意努力してまいり所存でございます。

よろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○瓦委員長 本日は、これにて散会いたします。午前十四時四十九分散会

昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金に関する法律案

昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金に関する所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

関する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、政府から昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた場合には、当該個人の昭和五十八年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府から昭和五十八年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

昭和五十八年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約十一億円である。